

金ケ崎町告示第103号

金ケ崎町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年金ケ崎町告示第2号）の一部を次のように改正し、平成30年8月1日から施行する。

平成30年7月31日

金ケ崎町長 高橋 由一

改正後	改正前
<p>(サービス事業支給費の支給)</p> <p>第7 サービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス</p> <p><u>(1) 第6の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90</u></p> <p><u>(2) サービスの利用者が、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合（次号に規定する場合を除く。）において、前号の規定を適用する場合、同号の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。</u></p> <p><u>(3) サービスの利用者が、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前号の政令で定める額を</u></p>	<p>(サービス事業支給費の支給)</p> <p>第7 サービス事業支給費（法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス <u>第6の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90</u>（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、<u>100分の80</u>）に相当する額</p>

超える政令で定める額以上である居宅要支
援被保険者等である場合において、第1号の
規定を適用する場合、同号の規定中「100
分の90」とあるのは、「100分の70」
とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。